

かっこ株式会社 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、かつこ株式会社と称し、英文では、Cacco Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

1. IT（情報技術）システムの企画、開発、運営、販売、輸出入及び保守に関する業務
2. 各種情報の収集、調査、分析、研究及び販売
3. インターネット等各種媒体を利用した通信販売
4. コンサルタント業
5. 各種セミナーの企画・運営
6. ホームページの制作及び管理
7. 広告業務
8. 電子商取引その他の取引における代金決済サービスの提供
9. 特許権、著作権、著作隣接権、商標権、意匠権、実用新案権その他の知的所有権の取得、使用、管理、譲渡及び使用許諾
10. 前各号の業務の受託及び代行
11. 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

(機関設計)

第5条 当社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、5,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項各号の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集時期)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

2 前項の規定にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者となることができる。

(招集権者)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により代表取締役社長がこれを招集する。代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位により他の取締役がこれを招集する。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議長)

第16条 株主総会の議長は、代表取締役社長がこれに当たる。

2 代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位により、他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第18条 株主総会の議事については、開催日時、場所、出席した役員並びに議事の経過の要領及びその結果その他法務省令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。

(議決権の代理行使)

第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を

行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第20条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は7名以内とする。

2 当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第21条 当会社の取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第22条 取締役（監査等委員を除く）の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 取締役会の決議をもって、取締役（監査等委員を除く）の中から社長1名を選任し、必要に応じて会長、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。

2 社長は、当会社を代表する。

3 社長のほか、取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を定めることができる。

(取締役会の招集)

第24条 取締役会は社長が招集し、会日の3日前までに各取締役に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2 取締役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することがで

きる。

（取締役会の議長）

第25条 取締役会の議長は、代表取締役社長がこれに当たる。

2 代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位により、他の取締役が議長となる。

（取締役会の決議の方法）

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを決する。

2 決議について特別の利害関係がある取締役は、議決権を行使できない。

（取締役会の決議の省略）

第27条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会の議事録）

第28条 取締役会の議事については、開催日時及び場所、議事の経過の要領およびその結果、出席した特別利害関係を有する取締役の氏名、出席した株主の氏名又は名称その他会社法施行規則第101条第3項で定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。

（重要な業務執行の取締役への委任）

第29条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

（取締役会規程）

第30条 取締役会に関する事項については、法令及び本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第31条 取締役の報酬、退職慰労金その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の権限)

第32条 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。

(監査等委員会の招集)

第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の通知を発しないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、その出席監査等委員の過半数をもってこれを決する。

(監査等委員会の議事録)

第35条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。

(監査等委員会規程)

第36条 監査等委員会に関する事項については、法令及び本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第37条 当会社の会計監査人は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 役員等の責任の一部免除

(役員等の責任の一部免除)

第40条 当社は、会社法第423条第1項の行為に関する取締役及び会計監査人（取締役であった者又は会計監査人であった者を含み、以下この章において「役員等」という）の責任について、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるとき等法令に定める要件に該当する場合には、会社法第425条第1項に定める範囲で取締役会の決議により免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び会計監査人との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。

第8章 計算

(事業年度)

第41条 当社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第42条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第43条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

2 当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。

3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第44条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

2 未払の配当金には利息をつけないものとする。

令和2年9月9日